

「第266回判例・事例研究会」

テーマ：契約書に訴訟についてのみの管轄合意がある場合の調停の管轄

日 時	平成30年8月22日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士・公認会計士 平木太生

【判例】

事件の表示	事 件 名 移送申立却下決定に対する即時抗告事件 管轄裁判所 大阪地方裁判所 事 件 № 平成29年（ソ）第20号 決 定 平成29年9月29日／決定
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">● 基本事件の申立人（本店はA簡裁管内）と相手方（本店はB簡裁管内）は、レンタル基本契約を締結して取引を開始。● 申立人が相手方に対して建設機械等を貸し渡したものの、相手方は賃貸料等を支払わないので、申立人は、相手方に対し、賃貸料等の支払を求めてA簡裁に民事調停の申立て。● レンタル基本契約には以下の管轄条項がある。● <u>「この契約について訴訟の必要が生じたときは、C地方裁判所又はA簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。」</u>● 相手方は、この管轄条項は、訴訟に関する合意であって、調停に関する合意ではないとして、基本事件をB簡裁へ移送する旨の申立て。● 原審は、相手方の移送申立てを却下する決定をしたので、相手方がこれを不服として即時抗告。

<p style="text-align: center;">論 点</p>	<p>契約書に訴訟についてのみの管轄合意がある場合、調停についての管轄合意があるといえるか</p>
<p style="text-align: center;">判 旨</p>	<p>【結論】 原決定を取消し、相手方の移送申立てを認容</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停法 3 条 1 項は、特別の定め又は当事者間の合意がない限り、相手方の住所等を管轄する簡易裁判所に調停の申し立てをすると定めているが、これは合意による紛争解決を目的とする調停事件について、相手方の出頭の便宜に配慮し、調停の円滑な進行に資するところにある。 ● レンタル基本契約の管轄条項は、文言上、訴訟についての管轄を定めるものであり、調停についても合意があったと解釈することはできない。 ● この場合、申立人が A 簡裁に調停申し立てをするには、相手方との間で新たに管轄の合意を締結する負担を負うことになるが、<u>合意による紛争解決を図るとい</u><u>う調停の目的に沿った合理的な負担</u>といえ、このように解しても特段の不都合はない。
<p style="text-align: center;">その他の説示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪地方裁判所では、管轄合意書の提出がない調停申し立てについては、管轄する簡易裁判所へ移送する運用をしている。 ● 本件では抗告人も相手方も本件調停手続及び不服申立手続について、訴訟用の委任状を提出しているが、委任事項として手続行為の記載がない。 →委任事項としては手続行為(※)の記載がある委任状が一般的に用いられており、委任事項を厳格に解するときは、手続行為の適法性に問題が生じる可能性がある <p>※手続行為…民調法 17 条に基づく調停に代わる決定に対する異議申し立て等</p>